○**農林水産省告示第二千五百三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県諫早市飯盛町里字大門一四五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○**農林水産省告示第二千五百三十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　大阪府河内長野市天見四六の二（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○**農林水産省告示第二千五百三十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸市大井字ヘラ石乙四八八の二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○**農林水産省告示第二千五百三十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐岩間字下甫喜山四七二の四七・四七二の四八（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○**農林水産省告示第二千五百三十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市上津江町上野田字立平三五三の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○**農林水産省告示第二千五百四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県伊那市高遠山室六三の六、六四の六、六四の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○**農林水産省告示第二千五百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町三尾川字前畑八六四の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○**経済産業省告示第二百四十七号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十七年十一月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

番号	名称	住所	
5238	奥村遊機株式会社	愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目二番十八号	平成二十七年四月十四日から平成二十八年四月十三日まで
5239	株式会社三栄ホーム	大分県大分市生石港町二丁目六番十一号	平成二十七年七月十五日から平成二十八年七月十四日まで
5240	第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富二丁目十四番四号	平成二十七年九月二十九日から平成二十八年九月二十八日まで

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間

○**国土交通省告示第千百三十五号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－562号	防火戸（B15級）	ＴＫ．ＳＢ－５Ａ（B－15）	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１
第Ｆ－563号	防火戸（Ｂ０級）	ＴＫ．ＳＢ－６Ｂ（B－0）	〃	〃

○**国土交通省告示第千百三十六号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－16号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＴＫ．ＳＢ－５Ａ（B－15）＿650－14	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１
第Ｓ－17号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝30dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ｂ（B－0）＿650－1	〃	〃
第Ｓ－18号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝32dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ｂ（B－0）＿650－14	〃	〃
第Ｓ－19号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Rw＝31dB）	ＴＫ．ＳＢ－６Ｂ（B－0）＿700－1	〃	〃